

# 新コミュニティ拠点施設多機能化についての提言書

2020年（令和2年）3月

片瀬地区新コミュニティ施設検討会議

## 目 次

1.新コミュニティ拠点施設の必要性	P.3
2.建設の前提条件	P.4
3.建て替え後の機能について次ページ以降に示す 内容の他に次の事を基本的な考えとした。	P.4
4.運営に関して	P.5
5.建設場所・各部屋の区分と機能	P.6
資 料	
①片瀬山市民の家建て替え要請書	P.12
②まちづくり地区集会レポート	P.15
③新市民の家（仮称：湘南片瀬市民の家） 新設に関するアンケート結果	P.19
④片瀬地区新コミュニティ施設にかかる事前調査まとめ	P.21
⑤片瀬地区新コミュニティ施設に関する 片瀬中学校全校生徒へのアンケート結果	P.22
⑥熊本の福祉避難施設	P.23
⑦藤沢市福祉避難施設の設置状況	P.25
⑧【備考】平成4年藤沢市民の家運営管理規則	P.26
⑨理想とする地域包括ケアシステム	P.28

## 1. 新コミュニティ拠点施設の必要性

新たに建設が決まっている新コミュニティ拠点施設は、特徴的な機能として災害時（自然風水害時含む）は非常通信手段のバックアップ機能を有すると共に福祉避難施設（乳幼児対応施設を含む）として完備したものとす。

平常時は地域福祉の一部機能と、新市民の家（仮称：湘南片瀬市民の家）は従来の機能（会議室等）に加え外部に対して開放的で多機能な大型ホールや調理室等を持つ地域住民（市民）活動拠点とする。

住民の高齢化を見据えた施設にとどまらず、地域の全世代の交流を図ることができ、絆をより強いものとする多世代の集うコミュニティ施設とする。

特に、特徴的な機能として災害時（自然風水害時含む）は、非常通信手段の地域住民の安心・安全を第一に考えた多目的複合施設としての機能を盛り込む事を強く提言します。

2017年5月に開催された「片瀬山幼稚園跡地利用活用について」の片瀬地区集会に於いても、片瀬・片瀬海岸・江の島などの多数の地域住民（海岸沿い住民）からも多目的複合施設の要望が出されました。

2017年10月に開催された片瀬公民館まつりでのアンケート結果も同様の要望結果です。これらの地域の住民（市民）の声を受け建設要望が決定されました。

30年以内に80%以上の確率で相模湾沿岸も震度6弱以上の激しい揺れに襲われる大地震発生を予測しました。（2018年6月26日：政府の地震調査委員会発表）近い将来、予想される大地震発生に伴う津波の襲来の際には、市の沿岸部で唯一の高台である片瀬山へ、海岸沿い住民と観光客を含めた避難者の急増が予想されます。ここ数年、温暖化の影響と考えられるスーパー台風や集中豪雨による河川の氾濫による人的被害を伴う自然災害が多数発生しており被害は甚大です。

最近では、2019年9月、10月の大型台風（15号、19号）襲来では、停電による通信網切断・不通、それに伴うライフラインの大幅復旧遅れ等地域住民の安心・安全に多大な影響を与えました。

この事からも普段より、地域住民のコミュニケーションがとれる拠点とし、災害時には、臨時的に災害弱者に安心・安全な福祉避難施設と乳幼児対応施設等の機能を含む多目的複合施設としての整備を強く切望する。

## 2. 建設の前提条件

①幼稚園跡地に建設

②現在の「片瀬山市民の家」は新コミュニティ拠点施設（含む新片瀬山市民の家＝仮称：湘南片瀬市民の家）が完成するまでは使用する。

## 3. 建て替え後の機能等について次ページ以降に示す内容の他に次の事を基本的な考えとした。

①1階は外から見えて気楽に立ち寄れる様に、地域福祉に関する機能だけでなく、市民が主体的に活動出来る機能を備えた施設とする。2階建。

地域包括支援センター兼用 CSW 相談室（会議室転用可）（床暖房）

行政視点だけではない地域住民（市民）が協働して安心・安全の活動が出来る

地域の防災拠点に出来る施設とする。湯沸かし室付き事務所。（床暖房）

中高生用オープンスペース（1階土足可）— 事務所から直接見える場所。

多目的トイレ（各階・雨水使用）・車椅子使用可能エレベーター設置。

シャワー室・浴室（福祉避難施設用）。AED（大人・小人）。

健康増進器具備品設置。

②太陽光発電設備・蓄電設備など省資源・省エネルギーを考慮した施設とする

（屋上・側面の有効利用、供給電源の多様化）。携帯電話充電器設備。

自家発電設備（1週間分）。冷暖房設備。

③地域生活文化の向上に必要な無料 WIFI・ネット接続 PC・無線通信機能設備を備えた施設とする。

防犯カメラ設置。

④設備などはバリアフリーを取り入れた施設とする。

雨天時でも介護タクシーが使用可能な屋根付き乗降場。

駐車場数台。

⑤料理教室等で市民（住民）の絆をより一層強くでき、災害時にも使用出来る

「キッチン設備 2 セット」（土足可）

1階オープンスペース隣接か、又は会議室隣接にする（土足可）

⑥会議室兼ホール・談話室（土足可）：100～150名の会議等を考慮して

椅子・机格納場所付きの間仕切り可能大会議室（災害時は避難施設に転用可：

床暖房）自動掃除機設置（夜間電力使用）

会議室 3 室（談話室・相談室にも転用可）（1 部屋は防音室（消音機能付き部屋）。

（災害時は避難施設に転用可：床暖房）折りたたみ式軽量キャスター付き机。

⑦和室：茶道、華道の活用に供する 2 分割出来る大きめな畳部屋

（エコキュートによる床暖房、災害時は福祉避難施設に転用可）

⑧屋外バスケットゴール・卓球台

⑨その他附属施設

2階への幅広い階段。車椅子使用可能なスロープ非常出口。

各種地域団体用（自治会含む）ロッカー・外部倉庫。

#### 4. 運営に関して

「片瀬山市民の家」は1976年の開設時当初より片瀬山5自治会の協力の基に専任受付（有償ボランティア）を設置。利用者の利便性に多大に寄与している。現在の片瀬山市民の家運営委員会も片瀬山5自治会からの協力金の助成を受けて、専任受付業務等を有償ボランティア3名に週4日委託している。

しかし、今後は18歳未満（主に中学・高校生）から乳幼児まで使用出来る新コミュニティ施設になるため「見守り」が必要です。従来の市民の家運営体制ではなく、片瀬地区全体で支える運営の仕方を検討する。尚、有償ボランティアを配置することや、一つの案として「地域の縁側」として運営することなど、今後地域の方々と考えながら、各世代間交流と地域社会に貢献する。

2020年にはCSWとも協働し相談室を開設予定（調整済）。

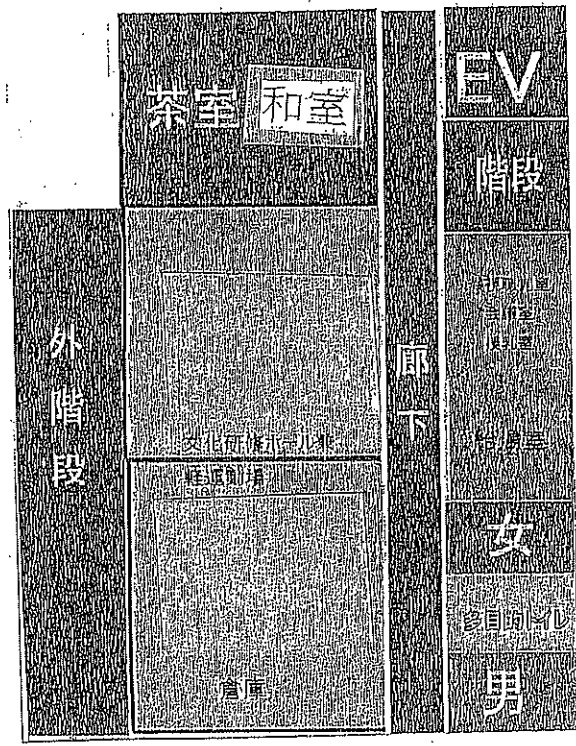
「片瀬山市民の家」の広報と予約状況や地域の情報発信にホームページを開設予定。インターネットは開設設備済。WIFI設置済。

# 片瀨山幼稚園跡地 案内図





# 2階





## 1 階各部屋の機能

### 事務室兼市民活動作業室

市民の方々が主に印刷、製本等の作業を行う。(土足可) (床暖房)

㊦現在大型コピー機使用中。

㊦無料 WIFI 設置済 (現在使用中)

㊦現在もインターネット使用接続可能。(ひかりTV)

### フリー (オープン) スペース

地域の人々が集い、多目的に利用出来るオープンスペース。(土足可) (床暖房)

事務所から直接見える場所に隣接する。

高齢者と乳幼児が集える部屋。(床暖房)

情報の共有化スペースの設置。

多目的広場の設置。

### 調理室 (1F) (土足可)

調理台、キッチン設備 2 セット。(土足可) (床暖房)

男の料理教室や料理活動サークル利用できる。

フリー (オープン) スペースに接続出来る事。

## 2階各部屋の機能

### ホール兼大会議室（土足可）

多人数による集会や地域での様々なイベントを行う。

100～150名収容可能な部屋で可動間仕切り可能な会議室に転用出来る機能を備えた施設。（机・椅子が格納出来る事）

災害時は避難施設として転用可。（床暖房）

自動掃除機設置。（夜間電力使用）

### 和室（2F）

茶道、華道、日本舞踊等のサークル活動や子ども連れの市民の集まりに利用する。

（下駄箱必要）

分割可能な大きめな畳部屋（床暖房）。

災害時に福祉避難施設に転用可。

### 相談室兼会議室（1F）（2F）

CSW・包括支援センターや福祉相談等、プライバシーに関わる相談をする。

相談室は会議室にも転用可とする。（3部屋）

（災害時は避難施設に転用可：床暖房）

（参）2017年10月より包括支援センターの相談日を月1回（第2木曜）実施中。

## 各階各部屋の機能

### 会議室（1F）（2F）（土足可）

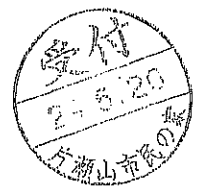
利用者の人数の状況により、分割可能な会議室とする。（床暖房）  
可動式机（キャスター付き）  
相談室にも転用可とする。  
（災害時は避難施設に転用可：床暖房）

### 視聴覚室兼会議室（1F）（2F）

会議室の1部屋は防音室。（消音機能を備えた部屋）（土足可）  
会議室としても使用可能とすると可動式机（キャスター付き）  
相談室にも転用可とする。  
（災害時は避難施設に転用可：床暖房）

### 貸ロッカー（1F）（2F）

自治会が利用出来るロッカー設置。  
サークル等登録団体が有料で利用できるロッカーを設置する。



# 片瀬山市民の家建て替え要請書

片瀬山自治会連絡会

片瀬山1丁目自治会  
片瀬山2丁目自治会  
片瀬山3丁目自治会  
片瀬山4丁目自治会  
片瀬山5丁目自治会

藤沢市長殿

写し送付先 片瀬市民センター  
小野センター長殿

平成26年 7月 1日

片瀬山自治会連絡会

片瀬山一丁目自治会会長

片瀬山二丁目自治会会長

片瀬山三丁目自治会会長

片瀬山四丁目自治会会長

片瀬山五丁目自治会会長

拝啓

初夏を思わせる昨今ですが、平素は片瀬山の自治会活動につき格別のご支援とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、当片瀬山にあります「片瀬山市民の家」につきましては、すでに築後38年を経過しているため、処々に家屋の老朽化が進捗しつつあり、最近では2階の雨どいが腐食のため隣家の庭に3Mほどの長さのものが落下した(3月)ほか、2階の大会議室については、床が傾斜しているため、かねてから多くの利用者から不安の声が挙がっており、多人数での利用度が高いために床が落下し人身事故が発生するのではと懸念されている現状です。

当市民の家は、自治会をはじめ各種団体・趣味のサークルの利用率が極めて高く、25年度の月間利用率が95%以上(除く休館日)となっており、市民センターまで距離のある当地区では、集会場としての存在価値が欠かせない状況にあります。

ところで、近い将来と予想される大地震に伴う津波の襲来に際しては、市の沿岸部にある唯一の高台である片瀬山住宅地への、片瀬・片瀬海岸・鶴沼などからの住民と観光客も含めての避難者が激増するでしょうし、その人数も広域避難施設である片瀬中学校の受け入れ可能数を確実に凌駕するであろうと予測されているのはご高承のとおりです。

つきましては、諸般のご事情があるかと存じますが、懸念される家屋の老朽化に伴う人身事故防止のための必要な措置を行われることが早急に必要ではありますが、そのみに留まらず、(災害時への備えも兼ねる)との観点から、当市民の家の目前にある片瀬中学校の補完的な役割を果たす施設と位置付け、前向きな意味での全面的な「建て替え」を、速やかに実現するよう特段のご配慮をお願いする次第です。

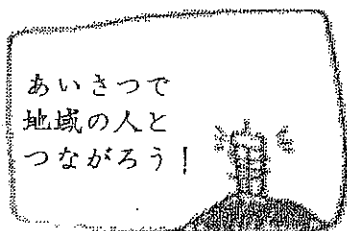
「建て替え」に際しては、以下の諸点をぜひ考慮されるようお願い申し上げます。

1. 現在片瀬山では建ぺい率が4割となっているが、これを当市民の家に関しては「災害時の緊急避難施設も兼ねる」として例外的に撤廃する。
2. 高齢者・身障者がより利用しやすくするために、道路から玄関までをスロープ化し、屋内はバリアフリーとする。  
構造は、鉄筋・耐震構造の2階建てで、地下室をもつものとする。  
エレベーターを地下室から2階までのものを設置する。  
更に、高台にある利を活用して無線中継基地も兼ねる構造とする。
3. 中学校の備蓄倉庫内物品では当然に不足するため地下室（中学校と同程度の面積を持つ）を設け、収納期限を考慮する要のない物品（毛布・ござ・車イス・トイレトーパー・簡易トイレ）などを収納し、避難時の宿泊が可能とする。
4. 大人数への対応が可能な器具類を備えた調理室を設ける。  
また、災害時の都市ガス切断に備えて、プロパンも使用可能とする。  
ちなみに、西鎌倉住宅地自治会館は本格的な調理室を備えております。
5. 車3台程度が駐車可能なよう、スペースを拡大する。
6. 当然ながら、AEDも設置する。

以上に関して、事情ご賢察のうえ、可及的速やかに「建て替え」検討に着手されますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後のご連絡につきましては、今年度は片瀬山一丁目自治会長が「自治会連絡会事務局」を兼務しておりますため、当自治会長あてに賜りますようお願いいたします。

敬具



### 片瀬・江の島まちづくり協議会



### 第二十七号

発行日 2017年(平成29年)7月25日  
 発行人 片瀬・江の島まちづくり協議会  
 発行人 長谷川 紀夫  
 事務所 片瀬市民センター内  
 電話:0466-27-2711 FAX:0466-25-8907  
 電子メール:fj-kata-choity.fujisawa.lg.jp  
 片瀬地区ポータルサイト  
<http://fujisawa-katase.ecom-plat.jp/>

# 特集 まちづくり地区集会レポート

## ～今年度の活動計画と片瀬山幼稚園跡地利活用について～



5月20日(土)に片瀬市民センターにて「片瀬・江の島まちづくり協議会」の平成29年度第1回地区集会を行いました。

当日は40人を超える方々にご参加いただき、今年度のまちづくり協議会事業計画について説明をした後、片瀬山幼稚園跡地の利活用について、市民自治推進課から説明を受け、質疑応答、意見交換を行いました。今号は地区集会をご報告いたします。

## 第1部 まちづくり活動計画について

第1部では、まちづくり協議会が今年度取り組む事業について、スライドとナレーションを交えながら、参加者の皆さまに説明いたしました。

当日のスライドは片瀬地区ポータルサイトに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

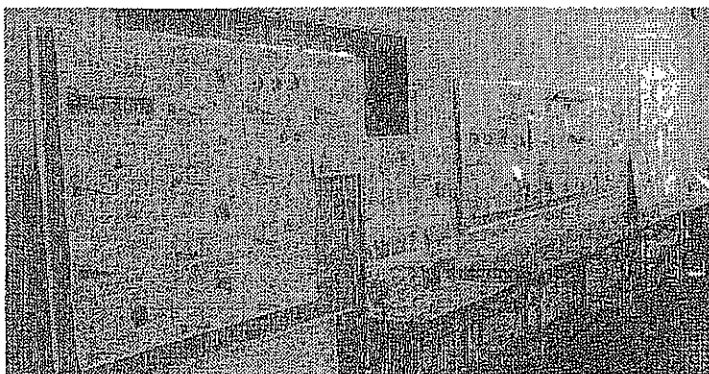
今年度は、24名の委員と19名の協力員が7つの部会と1つのワーキングに分かれ、12の事業と2つの課題について推進、検討してまいります。



会場の後ろでは、写真等をたくさん用いた各事業のパネル展示を行い、活動を詳しく紹介いたしました。

各事業・課題の取り組みについては、まちづくり通信二十六号に掲載しており、また、まちづくり通信はポータルサイトにも掲載しておりますのでご覧ください。

なお、右のQRコードからポータルサイトにアクセスできます。

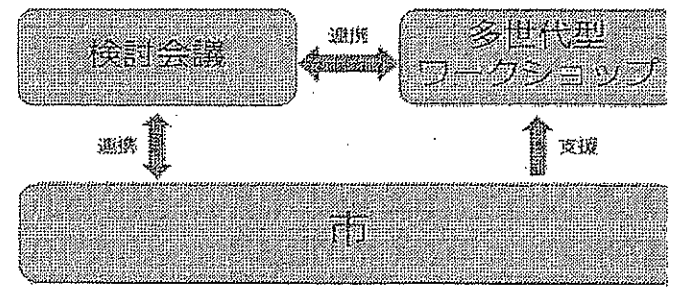


中面は第2部「片瀬山幼稚園の跡地利活用について」

## 第2部 片瀬山幼稚園跡地の利活用について

### 市の説明概要

- 跡地には、敷地の二分の一を活用し、片瀬山市民の家を再整備する。
- 残りの二分の一は売却等も選択肢に入れて検討する。
- 市民の家の再整備は片瀬山に限らず、片瀬地区全体の取り組みとする。
- 市民の家にはパブリックコメントでいただいた防災機能を加える。
- 再整備にあたり、市民の家が建て替えられるまでの土地の利活用及び建て替えに関して地区住民の声を反映させたい。
- そのために、片瀬地区住民により構成される検討会議を開催する。
- 検討会議は20名構成とし、広く意見を集めるため、半数を公募、残りの半数を片瀬山自



検討会議・ワークショップ・市の関係

治会関係者、まちづくり協議会委員からの選出とする。

- 検討会議の他、市民の家の機能と今後の運用形態のアイデアづくりや、更地間の利活用案のアイデアづくりのために、多世代型のワークショップを随時開催する（30～50名程度）。

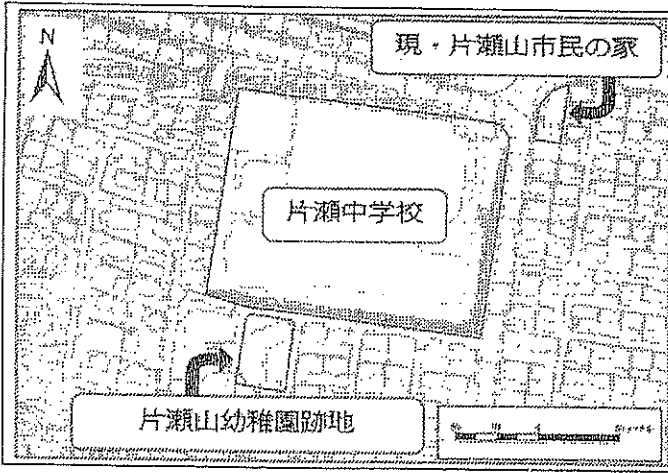
### 意見交換・質疑応答の概要

●…参加者の発言、→…市民自治推進課の発言

- 現在の片瀬山市民の家利用者は95%が片瀬山の住民である。その実情を理解していただきたい。敷地が1,300㎡もあるのだから、高齢者・防災対策の目的があり、100名規模の大会議室があるような新しい複合施設を希望する。敷地全てを使えないのであれば、今の場所を変える必要はない。利用者の中心である片瀬山の住民の意見を聞いて、提示された案は白紙で受ける。片瀬山住民の意見を聞いて再検討して欲しい。
- 本日お示しした案は理事者と調整済みですので、現案ではこういう形で進めていきたいと考えています。防災機能に関しては面積を増やすことはできませんが、藤沢市として、現時点、市民の家は防災拠点の役割は持たせていません。
- 他の方の意見に賛成である。利用者は片瀬山の住民が中心である。敷地を最大限に使って欲しい。検討委員会に若い視点を入れるのは未来的に良いと思う。
- 青少年の居場所に関しては、しおさいセンターにある。子どもは数字の面では減っているものの、気持ちの面では増えている。乳幼児

- 保護者の気持ちを考えた施設を。
- いつ災害が来るのかは判らない。平時は複合施設として使えて、非常時は防災や避難施設となるようなものを作って欲しい。また、二分の一売却ではなく、全て使って欲しい。
- 二分の一売却は決定ではなく、財政が許すのであれば他の施設も建設する可能性があります。
- 海岸側は災害時に避難施設がない。片瀬中学校以外に、片瀬山にそういった施設ができれば、海岸沿いの住民も安心できる。市は市民の意見を聞いて欲しい。
- 二分の一売却は将来的なものとのことだが、資料を見れば売却が前提ではないか。取り消した方が良い。公募委員の女性は三分の一に限定するべきではないと思う。
- 二分の一についても必要であれば活用いたします。売るのは他に選択肢が無い、最終手段です。女性三分の一は、最低三分の一、ということです。
- 公募委員に興味を持っている。片瀬山1丁目でも子どもが増えてきている。今日の説明は夢がなかった。





各施設の位置図



地区集会の様子

年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
取組内容	検討会議 設置	基本構想	基本設計	実施設計	建設工事

年度別スケジュール

- 土地全て活用する話で聞いていた。半分の土地を売るとは聞いていない。
- 避難施設機能込みの複合施設を作り、観光客でも使えるものが欲しい。
- 片瀬地区内の市民の家（片瀬山、江の島、浪合）の立ち位置を考えて欲しい。片瀬地区にどういった市民の家のビジョンを設けるか、そして、それぞれのビジョンが、どの地域にどういう特色を持たせるのか、そういう互換性というか、関連性を持った中で片瀬山市民の家を考えていただきたい。
- それぞれの市民の家は個別に特性を有しています。個別に検討する必要があり、互換性については、これからの話になると思います。
- 要望書を提出したのは、防災機能の強化が前提である。片瀬中学校の備蓄は量が少なく、補完する目的で市民の家を活用して欲しい。受け入れ機能をもっと増やすと共に市民の家の地下には備蓄倉庫を設けることを配慮して欲しい。
- 利活用の一案として、片瀬中学校のテニス部に跡地をコートとして使わせて欲しい。
- 始めから二分の一を売却する、という提言に驚いた。夢のある複合施設を作ろうと思っていた。こんなに夢のない話有るか。改めて、1,300㎡の土地活用を検討して欲しい。
- どの市民の家も片瀬地区全体のものと思っていたが、片瀬山限定の話になっている。他地区の人間も参加できるものではないのか。また、中高生の居場所は地区内にないので、彼らを委員に加えて、声を聞いて欲しい。
- 1,300㎡あれば、高齢者や子どもや防災といった地域の課題を反映できると思う。最初から半分では夢も半分になる。そういった施設ができれば、ほかの地区からもぜひ来て欲しいと思っている。
- 海岸エリアに子どもの居場所がない。二分の一を売却するのであれば、その資金をぜひそういったことに使って欲しい。

### 《検討会議公募委員の募集について》

現在、市民自治推進課では片瀬山幼稚園跡地の利活用について、検討会議公募委員の募集について準備を進めているそうです。地区集会で説明されていた予定よりも遅れておりますが、地域への回覧等で情報提供を進めていくとのことです。

# 参加者アンケートの概要

## 《回答者の年代・自治町内会について》

◎回答者の年代別人数

年代	10~30	40	50	60	70	80以上	無回答	計
人数	0	1	7	4	8	2	0	22

◎回答者のブロック別人数

ブロック	新屋敷	片瀬山	東	西	五町	江の島	その他	計
人数	2	12	2	4	0	0	2	23

## 《第一部 まちづくり活動計画について》

- 一人暮らしのコミュニティが空き家を活用する方法を考えたいです。
- 中高生の居場所について中高生も立案・意見を言える場所が大切と思う。
- 地域住民と市と多方面にわたり協働したい。市民の家の有効活用。
- 活動を周知するための広報活動が必要と思われる。
- 行政がベースになることは良いと思います。情報共有の方法について、SNSの活用を一考いただければ幸いです。
- 独居老人、老老介護問題、落書き防止。

## 《第二部 片瀬山幼雑園跡地の利活用について》

- 二分の一に分割せずに有効に活用してほしい。
- 半分売却の話は初耳で驚いた。折角の土地なので、全部を市民のために利用できるようにするべきではないか。備蓄倉庫を併設すれば、その恩恵を受けるのはむしろ海岸の人ではないか。
- 公募構成員に中高生の意見はぜひ欲しいが、学生に参加してもらうにはメリットが無いと出てくれないのでは？
- 内容が全く納得できない。跡地二分の一、複合施設ではない、ということはまったく受け入れられず、前提条件から除外していただきたい。
- 市民の家だけなら二分の一で良いかもしれないが、この広さはもっと活用すべく、市民の家、防災、子どもの居場所、高齢者向け施設への利用を。
- 土地の全体を利用できる前提で、市民の家/複合施設を考えることが必要です。
- 片瀬地区全体の防災機能を持つ市民の家には反対。建設工事がもっと早くできないか。
- 「次世代」の子どもたちが地域に根付く「楽しい」、「好きだ!」と子どもたちができるような取組が必要だと思います。
- 片瀬山の方の考え方がよく分かりました。
- 発想の転換が必要。防災を中心に考えるべき。
- 二分の一売却は反対。避難場所は片瀬山しか無いと思う。片瀬山に広範な土地が出ることは今後考えられないので、避難センター建設を進めてほしい。避難センターとなる市民の家+子どもの家+etcの指示複合施設を100年先を見て考えて欲しい。
- 誰でも使えるような楽しい場所にしてほしい。
- 片瀬中学校の生徒さんに意見を聞いてみるのはとても良い考えだと思いました。
- 折角の広い土地なので、複合的な視点での活用が望ましいし期待している。
- 利活用に時間がかかりすぎ、4年後に建設?もっとスピード感を持って欲しい。

## 《地区集会で今後とりあげてほしいテーマ》

- 不法駐輪、迷惑駐輪の禁止、空き缶、空き箱ポイ捨て禁止→街の美化、歩きスマホ禁止→安全対策
- 津波避難として川名・江ノ島線?の延長
- 「地域について思うこと」子どもたちと一緒に
- 片瀬地区全体で考える防災

## 《その他、日頃感じている地域の課題・ご意見について》

- 防災の備蓄の充実を図って欲しい。
- 避難道路としても、川名・江ノ島線?の延長を早く着工した方が良い。
- 目白山は場所柄、片瀬地区・片瀬山地区どちらへも加入できるように、なかなか入り込めません。
- 年齢構成の問題もあるだろうが、SNSを活用して、情報発信・共有や該当地域以外にも、「住みたい町」や「行ってみたい町」という関心を持っていただける情報発信手段を検討していただきたい。
- 会場について、イスだけだと大変不便です。メモを取るにも資料も色々あり、テーブルを是非準備いただければと思います。

地区集會にご参加いただき、ありがとうございました。アンケートでいただいたご意見につきましては、市民自治推進課に提供する他、今後の協議会活動・地区集會の参考といたします。

# 新片瀬山市民の家（仮称：湘南片瀬市民の家）

## 新設に関するアンケート結果

実施期間：2017.10.28.～2017.12.28. 回答枚数 344 枚

実施場所：片瀬市民センター 28 枚

しおさいセンター 16 枚

ひだまり片瀬 10 枚

市民ふれあい祭会場 106 枚

片瀬山市民の家 85 枚

目白山町内会 28 枚

三部会 71 枚

所在地区：江ノ島地区

片瀬海岸地区

片瀬地区

目白山地区

片瀬山地区

その他の地区

＜重要＞個人情報取扱注意・転載・複写禁止

2018(平成 30)年 03 月 31 年日発行

片瀬山市民の家運営委員会

(集計作業：K.サポートネット)

## アンケート結果の詳細

1.市の規定に基づく従来型（現在の片瀬山市民の家）の市民の家が良い	18 枚 (05.2%)
2.新設するのならば多目的複合施設として建設して欲しい	326 枚 (94.8%)
2.を希望された方はどのような設備を選んだか？	
A:避難施設（バリアフリー）を兼ねた市民の家	246 件 (19.3%)
B 非常用食料・飲料水等の備蓄倉庫	184 件 (14.4%)
C.防犯カメラ・光ファイバー・無線中継・蓄電可能（太陽光等）な施設	91 件 (07.2%)
D.談話室（老若男女が集えるサロン風・憩いの場）	171 件 (13.4%)
E.小・中学生が集える憩いの場	133 件 (10.6%)
F.多目的トイレ（障害者・乳幼児・授乳等）	165 件 (13.0%)
G.地域の縁側・包括支援センター分室	115 件 (09.0%)
H.大会議室兼スポーツ室内広場	117 件 (09.2%)
その他の希望・意見（㊦別紙参照）	50 件 (03.9%)

3.所在（住居）地区	総数 344 名
江ノ島地区	3 名 (00.87%)
片瀬海岸地区	31 名 (09.01%)
片瀬地区	143 名 (41.57%)
目白山地区	32 名 (09.30%)
片瀬山地区	90 名 (26.16%)
その他の地区	45 名 (13.08%)

## 片瀬地区新コミュニティ施設検討にかかる事前調査まとめ

アンケート回収状況 16 / 17

問1 片瀬地区新コミュニティ施設には、市民の家以外にどのような用途が必要だと思いますか？優先度の高いものを一つだけ選んでください。

- ・A 児童生徒のため 0人(複数回答の中に1件あり)
- ・B 高齢者のため 4人
- ・C 防災のため 7人
- ・D その他\* 5人

※複数回答2人は「Dその他」に分類

問2 問1の答えを踏まえて、どのような形で活用したいですか？(自由記述)

- ・若い人たちも利用できる施設(青少年会館のような中・高生の居場所)  
※問1で高齢者のためと回答した人が若い人のためと回答しているのが興味深い
- ・地域共生の拠点
- ・文化・情報の発信型拠点
- ・高齢者が気軽に集える施設
- ・防災避難施設(広域避難場所の片瀬中学校と連携)

→ 普段は多世代の集うコミュニティ施設(地域市民の家と地域の縁側の合築?)  
災害時は防災避難施設

問3 問2の答えを実現させるためにはどのような施設が必要ですか？できるだけ具体的にお答えください。(自由記述)

- ・大きなホール(避難所としても使用)
- ・開放的なホール(庭, キッチンと一体利用)
- ・調理室(キッチン)(災害時にも使用)
- ・和室
- ・ピアノや楽器が演奏できる部屋(防音・防振設備)
- ・バリアフリー設計(エレベーター・スロープ・みんなのトイレ)
- ・駐車場(介護タクシーでの乗り入れを考慮)
- ・インターネット環境
- ・防犯カメラ など
- ・防災備蓄倉庫(食料, 飲料水, 段ボールベッド)
- ・発電設備(太陽光発電, 自家用発電設備, 蓄電設備など)
- ・災害情報収集, 発信設備(無線中継設備など)
- ・災害対応自動販売機
- ・散歩の途中に立ち寄れるよう建物の周りにベンチや健康器具を設置
- ・その他イベント事業的な意見(子供食堂, 認知症カフェ, 男の料理教室の開催)

# 片瀬地区新コミュニティ施設に関する 片瀬中学校全校生徒へのアンケート結果

回答数 生徒数(5/1現在)  
439人 / 475人 回答率 92.4%

## 問1 現在の片瀬山市民の家を知っていますか？

・知っている 136人 回答率 31.0%  
・知らない 301人 回答率 68.6%  
・無回答 2人 回答率 0.5%

## 問2 どんな施設だったら みなさんは利用しますか？(複数回答可)

・運動ができる施設 254人  
・勉強ができる施設 258人  
・みんなで遊べる施設 202人  
・その他 66人 自由記入欄にあった主な意見※

カードゲーム・ボードゲーム・携帯ゲームで遊びたい 45人  
おにごっこ・走れる・騒いでもいい 16人  
休める場所 5人  
しおさいセンターのような施設 4人

※向2から向4及びそのほか希望すること欄に記入された内容(以下同じ)

## 問3 新しい施設に どんな部屋がほしいですか？(複数回答可)

・和室 119人  
・楽器が使える部屋 85人  
・広い部屋 315人  
・食事ができる部屋 221人  
・その他 72人 自由記入欄にあった主な意見

寝る部屋 7人  
図書館・図書室 6人  
カラオケ 5人  
テレビ 4人 など

## 問4 新しい施設に どんなものがほしいですか？(複数回答可)

・本 146人  
・卓球台、運動器具 233人  
・インターネット(Wi-Fi環境) 360人  
・その他 69人 自由記入欄にあった主な意見

自動販売機・無料飲み物 23人  
バスケットコート・ゴール 23人  
自習室(個室) 14人  
イス・机 12人  
コンセント(スマホ充電等) 10人  
テニスコート 10人 など

そのほか希望することの欄への記入者(「特になし」等は含まず。) 81人

- ・予約制じゃないでほしい
- ・気軽に相談ができるようにしてほしい
- ・月2回ぐらいで地域とふれあえるイベントを作ってほしい
- ・学校帰りによりたい
- ・まず市民の家という存在が広がっていくといいと思う
- ・もっと存在感を示してくれないとわからない
- ・市民の家がどのような事をする施設かは知らないけど、みんなが気軽に集まれるような所になってほしい
- ・楽しい施設ができることをきたいしています!!(〇)
- ・誰でも入りやすいふんいきにしてほしい

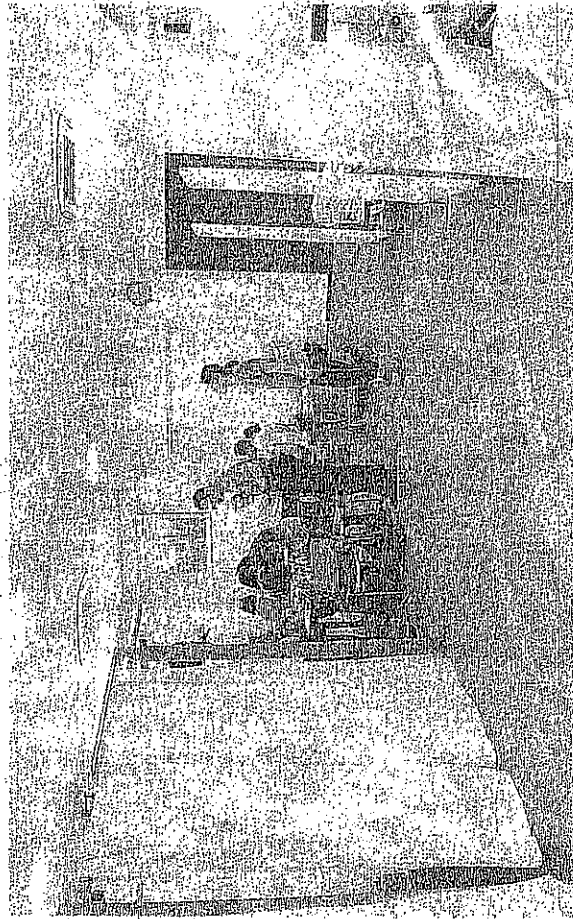
など

# 開設遅れ、周知不足に課題

## 熊本地震の福祉避難所

熊本地震後、災害対策基本法などに基つき、高齢者や障がい者など配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所が開設された。県内では7430人の受け入れが可能とされたが、実際の利用はピーク時で828人。開設の遅れや周知不足、市町村のマニアル未整備など課題が指摘されており、早急な対応が求められた。(渡島理紗)

「地震前から福祉避難所の存在を知ってさえいれば」。熊本市西区の野田慶由美さん(58)は振り返る。野田さんは地震後、ダウムの次女(18)と家族4人で自宅近くの公民館に避難した。次女は一般のトイレの利用が



社会福祉法人リハビリプレイトホームに開設された福祉避難所。熊本市や益城町の高齢者らが身を寄せた。昨年5月、同市中央区

り、顔近づけたり着せ  
せたりしてました。

# 行政 早急な対応を

マニュアルも未整備

言すが、避難所の多目的トイレは使用禁止。やむなく全県判定をきけた直島の玄関にポータブルトイレを置き、朝夕帰宅して尿を済ませた。また次女は他人の音が気になるため、多くの人であふれる避難所で不安を募らせたとい

う。

地震から3日後になって、市の紹介で近くの福祉避難所に身を託せることができました。福祉避難所では温かく対応してもらった。ただ、市は日ごろから福祉避難所の周知を怠らなかつた。直接避難できれば、よほど不安が少なかったかもしれない」と話す。

一方、福祉避難所を開設する施設側も戸惑いは大きかった。

同市中央区の社会福祉法人リテライトホームは地震を日後、同市から開設が可能か問い合わせを受けた。しかし余念なベツトは無く、被災して出勤できないスタッフも。吉井社長(66)は「早すぎると感じた。東日本大震災の被災地へ支援に行った経験から、もっと準備期間がある

と書いていた」施設は既に地域住民約70人を受け入れていた。「可能な人は優先するようお願ひしたが、高齢者や障がい者も多く、不安から抗議する人もいた」という。

4月20日から福祉避難所として受け入れを開始。マニュアルが無いため、運営処理や利用者の場所を把握した対応など、運営は手探りだった。

一方、益城町の特別養護老人ホーム花ぐもは、地震約2週間後に開設。物資の配給が無く、被災して施設に避難した職員が勤務時間外もケアにあたらされた。生活相談員の中川雄司さん(59)は「県や町職員の訪問はあったが、指導や助言が無く不安だった。初動から行政が指導してほしい」という。

県は被災者や市町村などへのアンケートを基に、県や市町村の地震対応を検証。福祉避難所については、▽行政も施設も運営のノウハウがなかった▽制度について周知がなされていなかったといった課題が浮かび上がった。

県健康福祉政策課によると、福祉避難所の開設時期について県は明示していない。市町村の運営マニュアルも整備は進んでいないという。同課は「開設時期や具体的な運営方法について、モデル的なマニュアルを作成し、市町村に提示したい。周知についても市町村に促していく」としている。

福祉避難所 高齢者や障がい者、妊産婦などに特に配慮を要する人を受け入れる避難所。市町村が事前に高齢者施設などと協定を締結し、市町村の要請に応じて開設する。熊本地震ではピーク時(2016年5月20日)、益城町や熊本市など18市町村で101施設が開設された。

など 2000 実らんわ 16。



藤沢市福祉避難施設の設置状況 《高齢化順》

地区名	総人口	65歳以上	高齢化率 (%)	在宅ねたき り高齢者	ひとり暮らし 高齢者	市民センター 収容可能人数	収納可能/ 一人暮らし	標高値 m	備 考
湘南大庭	32,123	10,335	32.17	7	678	431	63.57	20.1	
御所見	18,013	5,278	29.30	8	531	482	90.77	28.6	
片瀬	20,374	5,756	28.25	11	440	266	60.45	5.3	片瀬山幼稚園跡地 = 51m
善行	42,267	11,388	26.94	14	1,485	215	14.48	45.5	
長後	33,668	8,975	26.66	6	1,005	537	53.43	38.0	
鶴沼	58,145	14,020	24.11	15	2,137	659	30.84	5.9	
藤沢	46,819	10,929	23.34	19	1,703	648	38.05	21.2	分館収容人数含む
遠藤	11,871	2,739	23.07	4	566	420	74.20	33.7	
辻堂	44,379	9,883	22.27	9	1,356	223	16.45	13.0	
六会	35,307	7,768	22.00	19	1,006	660	65.61	36.6	
明治	30,452	6,614	21.72	5	817	698	85.43	14.5	
村岡	31,258	6,528	20.88	11	751	489	65.11	11.2	
湘南台	31,367	5,992	19.10	3	766	562	73.37	35.2	

藤沢市HP「藤沢市の高齢者人口」より抜粋 2019年11月1日現在

(注)

1. 人口は住民基本台帳に基づく数値
2. 在宅ねたきり高齢者数は、「藤沢市ねたきり高齢者台帳」に基づく数値(70歳以上)
3. ひとり暮らし高齢者数は、「藤沢市ひとり暮らし高齢者台帳」に基づく数値(70歳以上)  
(2018年10月1日～在宅ねたきり高齢者数、ひとり暮らし高齢者数は70歳以上の数値)

藤沢市長の家運営管理規則を次のように公布する。

藤沢市長

葉山 竣

昭和51年7月1日

## II 藤沢市民の家運営管理規則

### 〈目的〉

第1条 この規則は、この市の市民相互の連帯意識の高揚並びに健康で文化的近隣社会の形成に寄与するための藤沢市民の家（以下「市民の家」という）の運営管理について必要な事項を定めることを目的とする。

### 〈利用者〉

第2条 市民の家を利用することができる者は、市民のほか市長がとくに認めた者とする。

### 〈利用の示認及び制限〉

第3条 1 市民の家を利用しようとする者（以下「利用者」とい）は、利用しようとする日までに市民の家を管理する者（以下「管理者」という）に届け出て利用の承認を受けなければならない。  
但し、次の各号の一つに該当するときは、利用することはできない。  
(1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。  
(2) 建物及び設備を毀損もしくは亡失するおそれがあると認められるとき。  
(3) 営利行為を目的とするとき。  
(4) 前各号に掲げるほか、管理上支障があると認められるとき。

2 管理者は、利用者が利用の際、前項各号に掲げる一つに該当するときは、または次条各号の一つに違反したときは、その利用を取り消し若しくは禁止し又は制限することができる。

### 〈利用者の遵守事項〉

#### 第5条

- 1 利用者は、利用終了後直ちに原状に復さなければならない。
- 2 利用者は、その利用により建物、設備その他の物件を毀損又は亡失したときは、これに該当する額を賠償しなければならぬ。

### 〈利用料〉

第6条 市民の家の利用は、原則として無料とする。

### 〈委託〉

第7条 市民の家の運営管理は、公共的団体に委託する。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 〔備考〕

片瀬山市長の家については、専任受付事務を設置するなどの管理体制を敷いているため、第6条の規定に拘らず、利用者からの定額の協力を徴収することが認められている。

(平成5年4月再掲)

片瀬山(平)市、有料(多)住宅  
始(花)管理(若) (花) (建) (物) (降) (下) (入) (る)

5

### III 藤沢市民の家 運営管理に関する協定書

藤沢市を甲とし、片瀬山市民の家運営委員会を乙として、藤沢市片瀬山市民の家の運営管理について、次の通り協定を締結する。

第1条 甲は藤沢市片瀬山市民の家（以下「市民の家」という）の運営管理を藤沢市市民の家運営管理規則（昭和51年7月 藤沢市規則第28号。以下「規則」という）第7条の規定に基づき乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条 乙は、規則の規定を遵守し市民の家を運営管理する。

第3条 乙は、市民の家の利用承認を行なうときは市民の家を利用する者（以下「利用者」という）に対して、次の各号に掲げる事項の確認を行なって承認しなければならない。

- (1) 規則第3条第1項各号に規定する利用の制限事項
- (2) 規則第4条に規定する利用者の差付事項
- (3) 規則第5条に規定する利用者の義務事項

第4条 乙は、利用者が当該利用を終了したときは差やかに当該利用場所の点検を行なうものとする。

第5条 乙は、備品の亡失又は建物が毀損した場合は、その状況と理由をただちに甲に報告しなければならない。

第6条 乙は、毎日の利用状況を別に定める利用状況報告書により記録し、当該月の利用状況を翌月の月初までに甲に報告しなければならない。

第7条 甲は市民の家の維持管理に必要経費を予算の範囲内で支出するものとする。

第8条 その他この協定書及び規則に定めのない事項についてはその都度甲・乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

昭和51年7月1日

甲 藤沢市長 葉山 俊 印

乙 藤沢市 片瀬山市民の家運営委員会

(昭51年4月再掲)

■ 理想とする地域包括ケアシステム（イメージ） ■

